

## 5 生きていく上での心の持ち方

(1) 我々の先輩が作り上げたもので良いものは  
しっかりと受け止め、また、後輩に繋ぐ事が  
重要

- ① OUR SUBJECTS, BE AFFECTIONATE TO YOUR BROTHERS  
AND SISTERS  
EXTEND YOUR BENEVOLENCE TO ALL PURSUE  
LEARNING AND CULTIVATE ARTS  
DEVELOP INTELLECTUAL FACULTIES ADVANCE PUBLIC  
GOOD AND PROMOTE COMMON INTERESTS

爾(なんじ)臣民 兄弟(けいてい)に 友(ゆう)に  
博愛 衆に 及ぼし  
学を 修め 業を 習い 知能を 啓発し  
進んで 公益を 広め 世(せい)務(む)を 開き ...

## 5 生きていく上での心の持ち方

② we have determined to preserve our security and existence, trusting in the justice and faith of the peace-loving peoples of the world.

We believe that no nation is responsible to itself alone, ... that laws of political morality...and that obedience to such laws is incumbent upon all nations

平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて...政治道徳の法則に従ふことは...各国の責務であると信ずる。

# 日本国憲法前文及び条文 一部抜粋

## 前文

日本国民は…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し…

日本国民は…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。  
われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳…  
の法則に従ふことは、…各国の責務であると信ずる。

## 第1条

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、…

## 第4条

天皇は、この憲法に定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する機能を有しない。

## 第9条

日本国民は、…国際平和を誠実に希求し、…武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第96条

この憲法の改正は、…国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、…直ちにこれを公布する。

## 第97条

…基本的人権は、…現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

# 大日本帝国憲法と日本国憲法

## 大日本帝国憲法

明治22年2月11日公布  
明治23年11月29日施行

上諭

- 第1章 天皇(第1条～第17条)
- 第2章 臣民権利義務(第18条～第32条)
- 第3章 帝国議会(第33条～第54条)
- 第4章 国务大臣及枢密顧問(第55条～第56条)
- 第5章 司法(第57条～第61条)
- 第6章 会計(第62条～第72条)
- 第7章 補則(第73条～第76条)

## 日本国憲法

昭和21年11月3日公布  
昭和22年5月3日施行

前文

- 第1章 天皇(第1条～第8条)
- 第2章 戦争放棄(第9条)
- 第3章 国民の権利及び義務(第10条～第40条)
- 第4章 国会(第41条～第64条)
- 第5章 内閣(第65条～第75条)
- 第6章 裁判所(第76条～第82条)
- 第7章 財政(第83条～第91条)
- 第8章 地方自治(第92条～第95条)
- 第9章 改正(第96条)
- 第10章 最高法規(第97条～第99条)
- 第11章 補則(第100条～第103条)

## 第4条

天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ  
此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

天皇は、この憲法に定める国事に  
関する行為のみを行ひ、  
国政に関する機能を有しない。